



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:http://mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

今年施行が予定される法令から、雇用法制の改正と司法取引制度の導入を取り上げました。企業においては労務管理と法務の分野においてそれぞれ対応が必要となります。

<雇用法制の変化に対応していますか？>

◇有期雇用者の無期転換権（労働契約法）

平成25年4月1日以降に有期雇用契約を開始した従業員について、同契約が更新されて**通算5年**を超えた場合、従業員が無期雇用契約への転換を求めれば、使用者は**契約の転換を拒否できず**、有期雇用契約が無期雇用契約になります（同法18条）。

但し、労働局の認定を経ることにより、**高度専門職は最長10年まで**上記通算期間を**伸長**することができます。定年後の継続雇用者は無期転換申込権が生じないようにすることができます。

◆派遣労働者の期間制限（労働者派遣法）

① 同一の派遣先事業所について、**派遣の期間は原則3年間が上限**となりました（この間に派遣従業員の変更があっても同じです）。派遣先が3年を超えて従業員を受け入れようとする場合は**派遣先の過半数労働組合等**から派遣可能期間満了日の1か月前までに意見を聞く必要があります。

② 同一の派遣従業員について、派遣先事業所における同一の組織単位に対し派遣できる期間は**3年間**が限度です。

③ ①②について、**派遣元事業主に無期雇用**される派遣労働者や**60歳以上**の派遣労働者等は**適用除外**です（①ないし③につき同法40条の2）。

④ 改正法施行後3年目は**平成30年9月30日**です。

⑤ ①②の違反など、違法派遣を受け入れた派遣先は、原則として、その派遣従業員の**派遣元における労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込をしたものとみなされます**。

◇障害者雇用率の引き上げ（障害者雇用促進法）

① 民間企業の障害者雇用率が2.2%へ平成30年4月以降、障害者雇用率が現行2%から**2.2%へ引き上げ**られます。平成33年4月までには、更に**2.3%へ引き上げ**られます。なお、精神障害者も障害者数として算入できるようになっています。

② 対象事業者の範囲が従業員45.5人以上へ従業員数**45.5人以上**の事業主に対し、障害者雇用が義務付けられます（現行50人以上）。対象事業者は、毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告する義務があります。

<日本版司法取引が企業に及ぼす影響とは？>

◆改正刑事訴訟法における司法取引制度の導入と企業活動への影響（前編）

一昨年、刑事訴訟法等の一部を改正する法律が成立しました。改正の目玉の1つである日本版司法取引は、**本年6月1日に施行**されますが、今後企業活動にも少なからず影響を及ぼすものと考えられます。そこで今号では前編として制度の全体像を概観し、次号において後編として同制度の企業活動への影響をご説明することに致します。

1 日本版司法取引とは

日本版司法取引は、検察官と被疑者・被告人（以下「被疑者等」といいます）及び弁護人が協議を行い、被疑者等が検察官による**他人の犯罪**の訴追に**協力**するのと引き換えに、検察官が当該被疑者等の事件処理について一定の**見返りを約束**するという制度です。

(1) 「他人の犯罪」とは

- ・被疑者等自身が関与した事件の**共犯者**の訴追に協力する場合
- ・自身が関与していないものの、**知識として知っている**別事件の訴追に協力する場合

(2) 「協力」の具体的な内容（改正刑事訴訟法350条の2第1項1号）

- ・検察官等の取調に対して**他人の犯罪事実を明らかに**するために真実の供述をすること
- ・他人の刑事事件の**証人として尋問を受ける**場合において真実の供述をすること
- ・他人の犯罪事実を明らかにするために**証拠物を提出**すること

(3) 捜査協力に対する見返り（同法350条の2第1項2号）

- ・訴追の**免除**
- ・より**軽微な罪**での訴追
- ・公訴の**取消し**
- ・略式手続等の**簡易な手続**での訴追
- ・より**軽い刑**での求刑

2 対象犯罪

司法取引の対象は、競売妨害等、文書偽造等、贈収賄、詐欺・恐喝、組織的詐欺等、マネーロンダリング、財政経済関係犯罪、薬物・武器関係犯罪、特定犯罪に関する証拠隠滅罪等の犯罪に限定されています（同法350条の2第2項）。

3 虚偽供述等に対する罰則

共犯者同士の**罪のなすりつけ合い等**を防止するため、司法取引成立後の取調における**虚偽供述**や**変造証拠**の提出等に対しては**懲役5年以下の罰則**が設けられています（同法350条の15第1項）。（友成、門屋）

法務トピックス

◇民法（相続法）改正案まとまる！

民法（相続法）の改正案が今通常国会に提出される予定です。改正案のポイントは、①**配偶者の居住の保護**（配偶者に対し「配偶者居住権」を認める）、②**遺産分割の対象の見直し**（婚姻期間が20年以上の夫婦であれば、配偶者が居住用の不動産を生前贈与した場合、その不動産を遺産分割の計算対象とみなさない）、③**相続の効力**（法定相続分を超える部分については、登記・登録その他の対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができない）、④**相続人以外の者による貢献の考慮**（相続人以外の被相続人の親族（相続人の妻等）が被相続人の介護をしていた場合、一定の要件を満たせば相続人に金銭請求できる）、⑤**遺言制度の見直し**（自筆遺言証書の方式の緩和・遺言書の保管制度の創設）等です。